

享保五庚子年八月生ル 幼名善五郎
又繁右エ門ト改

尾張殿御鷹場御預り御案内役

妻ハ宮原仲右エ門娘リント云

とあって、庄藏はイコール繁右衛門であり、なおかつ仲右衛門の婿であることが立証された。また、繁右衛門の名前が表面に出てくる他家所有の宮原家系図にも、繁右衛門の個所には「武右衛門三男、妻は宮原仲右衛門女子」、繁右衛門の嗣子として記されている龍左衛門の個所には、「庄藏二女聲惣七、龍左エ門ニ改」とそれぞれ傍注が施されており、繁右衛門は仲右衛門の婿であり、庄藏とも称していたことを明らかにしている。

従って、小川家文書中に現れる、宮原家としては二代目の御鷹場預り御案内役の繁右衛門は、今回宮原家跡から出土した境杭の保管理由説明書中にその名を現す庄藏とは、紛れもなく全く同一人物であることが判明した。

なお、宝暦二年に三二歳で就任以来、明和元年に退役するまでの二二年間、御鷹場預り御案内役という重要なポストに就いていた庄藏は、天明四年（一七八四）四月二九日に六四歳で死没している。法名は誓憲院芳蟬昇空居士。

さて、前述のように、大久保村武藏野開に建てられていた鷹場境杭が折れ、新しい境杭にとって代われた後、御鷹場預り御案内役の宮原庄藏がこの折れた古い境杭を保管することになるが、新しい境杭を建てた際

に、大久保村の名主と組頭が、度々見廻り、毎年塚を繕い、垣を結び直し、見苦しくないように大切に預ると誓約した、御鷹場預り御案内役宮原庄藏宛ての証文が数年前に、市史編さん事業の一環として宮原家文書を解説していた長島偉夫氏により発見されたことは誠に喜ばしい。

最後に、本稿をまとめるにあたり、「尾張家御鷹場御預り御案内の推移―志木周辺を中心として」（『郷土志木』一二号所収）を始め、その学問的成果に負うところが大きかった故井田実氏（富士見市史編さん委員）のお名前を特に記し、感謝の意を表したい。

註一

奉_レ預御境杭証文之事

一、御境杭式本

内 志本 浪井村境
志本 武藏野開

是ハ此度御立替被_レ下候御境石杭

右之通当村江御預被_レ成、慥ニ奉_レ預候、尤度々見廻

り、年々塚相繕垣結直し、見苦無_ニ御座_一候様ニ、太

切ニ相守り可_レ奉_レ預候、仍而証文如_レ件

宝暦十辰年

四月

大久保村

名主

治郎左衛門[㊦]

組頭

磯右衛門[㊦]

館村
宮原庄藏殿

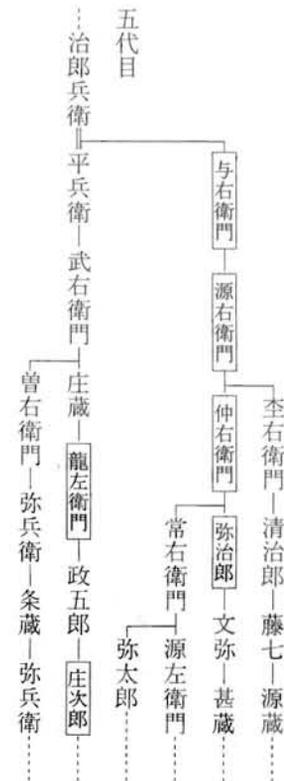
（『志木市史 近世資料編Ⅲ』四一―ページ所収）

立川市の小川家文書によれば、宮原家の人物が御鷹場預り御案内に任せられたのは、享保一八年（一七三三）から明和元年（一七六四）までの三一年間である。宮原仲右衛門が前任者の跡役を仰せ付けられたのは享保一八年に水子村の高橋孫三郎が病死した後、若年の倅大次郎では御役儀が勤めがたいという理由によるものだが、宝暦二年（一七五二）に同人の聳繁右衛門が仲右衛門の跡を襲ったものの、明和元年（一七六四）に退役し、入間郡北永井村舟津利右衛門が跡役に任せられることになったと、この文書は述べている。

ここで不思議なのは、前述のように宮原家では享保一八年から宝暦二年までは仲右衛門、宝暦二年から明和元年までは繁右衛門がそれぞれ御鷹場御預り御案内に任せられていることが明らかになったにもかかわらず、今回発見された境杭の保管理由説明書がきに出てくる庄蔵の名前は、前記文書中にいっこうに現れてこない。しかも説明書が刻まれた宝暦一〇年には、繁右衛門がこの大役を果たしていたことは、小川家文書によっても知られるところである。そうすると、繁右衛門と庄蔵とは同一人物なのだろうか。

昭和五年一月に調製の『宮原家系図表』をもとに、昭和五七年三月に宮原詳一氏が調査した『宮原氏大系図表』（ここではもう一つの系図と区別するため、便宜上、系図Aとする）と、宮原家に江戸時代から伝わる『武蔵国新座郡館住宮原家大系図』（便宜上、系図Bとする）。

宮原家系図A



宮原家系図B



を見てみることにしよう。系図Aには仲右衛門の名前は出てくるが、繁右衛門の名前は全く見いだせない。また、確かに龍左衛門の父に庄蔵がいるが、仲右衛門と系統が違うようだし、庄蔵が仲右衛門の婿であることを裏付ける手掛かりがなの一つない。一方、細部に亘ると系図Aと微妙に違う系図Bにも、繁右衛門の名前は現れてこないようだが、幸いにして系図Bには一人一人の人物に傍注がついており、八代庄蔵春品の個所には、

尾州藩下級家臣五十人衆並の扱いを受けるほどの待遇を受けていたが、元禄六年（一六九三）、生類憐れみの令によって一時中断した後、享保二年（一七二七）に再興されてからは、人数も二名に増えたと共に、士分的身分待遇が失われていくが、それでもこの役職に就くことは大変名譽なことであり、近隣の村々に対して特殊な地位を占めていたものと察せられると前田京子氏は『郷土志木』一一号の中で述べている。

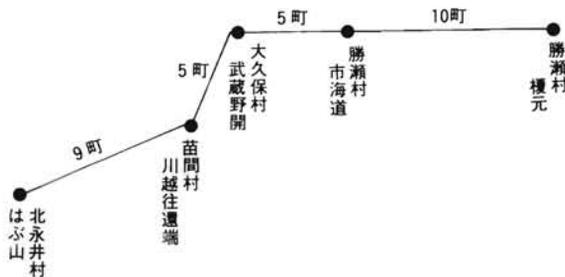
御鷹場預り御案内の具体的な職務内容について、本間清利氏はその著『御鷹場』の中で、鷹狩りの際の道案内、御鷹役人の送迎、鷹場内の検分と監視、案山子の御免願、村内鳥獵道具発見にあたっての取り調べ等を挙げているが、天保九年（一八三八）からは、家宅の普請願、水車取立願、人寄興行願等も追加されていたようである。

さて、宮原庄蔵が御鷹場預りの任にあった時期は、その後を継承した船津利右衛門の担当地域二二ヶ村、即ち、北永井・竹間沢・藤久保・上富（現三芳町）、水子・針ヶ谷・鶴馬・勝瀬・上南畑・下南畑・南畑新田・大久保（現富士見市）、大井・苗間（現大井町）、中富・下富・南永井・神谷新田・北田新田（現所沢市）、上宗岡・中宗岡・下宗岡（現志木市）の諸村の他に、館村・引又町・中野村も含まれていたはずである。また、そうでないと、館村の名主の宮原庄蔵が大久保村を管理する必然性が全く失われてしまうことになるだろう。

ところで、この境杭が建てられていた場所は久保村ではあるが、大久保村の本村ではなく、西南方向に約三・五km離れた同村の飛地の中にある。具体的にいうと、苗間村の北、勝瀬村の西にあたり、東武東上線

の鶴瀬駅と上福岡駅の間よりも上福岡駅にやや寄った辺りといつて良からう。ここには昭和二五、六年頃まで、農作業に本村からやって来る農民のために飲料水を置いたり、農具を預けておける番小屋が設けられており、その代償として畑の作物の一部刈り取りの特権を与えられた野番も常住していたという（東大久保 大沢正臣氏談）。

東大和市蔵敷の内野家が所蔵の『御鷹場御境杭控帳』によると、文政四年（一八二二）当時の尾張家鷹場の境杭八三本は、勝瀬村の榎元にある東向きものを第一号とし、ここから西に一〇町行った場所の同村市海道に寅（東北東）に向いて立っているのが第二号、更にそこから西に五町行った大久保村武蔵野開に西北向きに立っているのが第三号、また、そこから未（南南西）に五町行った苗間村川越往還端に第四号が申（西南西）向きに立っているという位置関係にある（第一四四図）。なお、第三号が立つ大久保村の飛地は、武蔵野開^{びざき}という地名から推して、武蔵野台地開発が積極的に推進された享保年間（一七一六―一七三六）の開発による持添新田^{もちぞえ}と見て間違いあるまい。



第144図 武蔵野開を中心とした境杭の位置関係

御付右 御杭新座郡館村御場預（鷹か）

御案内役宮原庄蔵所被下置也

宝曆十辰年四月

（読み下し文）

此石御杭、入間郡大久保村武蔵野

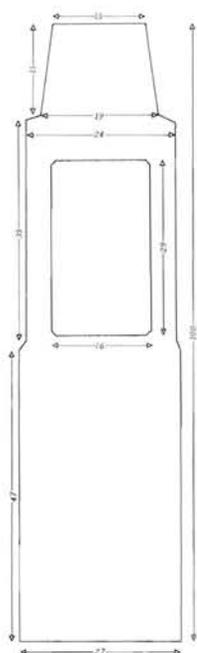
開境之有る所、折れるに仍り此度建替

御付けられ、右御杭新座郡館村御（鷹）場預

御案内役宮原庄蔵下し置かれる所なり

即ち、「この石の御杭は、入間郡大久保村武蔵野開にあつた境杭だが、折れてしまったので、新しく建て替へを命じられることになったため、不要になった古い石杭は、新座郡館村に居住する御鷹場預り御案内役の宮原庄蔵に下し置かれることになった」旨を説明しているのである。

この説明文を読んで先ず興味を惹かれることは、宝暦一〇年（一七六〇）当時、入間郡大久保村（現富士見市東大久保）は、尾張家の鷹場としては、宮原庄蔵の管理下にあつたことである。本来、御鷹場預り御案内役は名主級の有力農民から選出されていたようだが、特にそれぞれの地域



第142図 石柱模式図



第143図 石柱銘文

での土豪ないし郷土的存在の人物が任命されることが多かったと言われている。宝暦期より少し時代の下がった寛政四年（一七九二）五月当時は、狭山丘陵区（五三ヶ村）では小川村（現小平市）名主の小川東吾、新座野方領（三九ヶ村）では小樽村（現東京都練馬区大泉学園町）名主の高橋覚左衛門、所沢区（四三ヶ村）では下清戸村（現清瀬市）名主の粕谷右馬之助、拝島領（二七ヶ村）では砂川村（現立川市）名主の村野源五右衛門、川越領南部（二二ヶ村）では北永井村（現三芳町）名主の船津太郎兵衛といったそうそうたる人物がその任に当たっていたのである。従って、宮原家が二代に亘ってその任にあつたことは、同家の出自を考へる上でも重要な意味を持つてくる。

御鷹場預り御案内は、寛永一〇年（一六三三）に尾張家鷹場が設けられた当初に任命された三名は、苗字帯刀御免、五人扶持を給され、大勝手廊下曲目での御目見得も許され、御成り先では直々の御達もあるなど、

第六節 宮原家から発見された

尾張家御鷹場境杭について

宮原家跡の発掘調査によって得られた近世の遺物として最も注目されるのは、尾張家御鷹場の境杭の一部と、宮原家が破損した境杭を保管するに至った経緯を刻した石柱が発見されたことである。いずれも明治初期まで同家の囲炉裏の囲いとして使用されていたものだが、明治初期にそれまであった家を壊し、その上に最近まで利用されていた家を建築した関係で、結果的には土中から出土したものである。

境杭の長さ四九cmの断片には、「従是東南」までの凡ての文字と次に続く「尾」の上半分までが彫られていて、「尾」の下半分とこれに続く「張殿御鷹場」とが刻まれているはずの部分は欠けており現存していない。尾張家御鷹場の境杭は、長さ一〇〇一—一〇〇cmというのが一般的と

みられているところからみて、二分の一強の部分が折れた後に失われてしまったものと思われる。なお、この境杭の横幅と奥行は共に約一五cmである(第一四一図)。

次に保管の経緯を記した石柱は、概ね次のような形状と寸法を持っている(第一四二図)。

石柱の中で経緯を記した部分は、上部三分の一の箇所あたり、高さ二九cm、横幅一六cmの長方形で、上部左右のコーナーは「ㄣ」状に落している。ここに記されている銘文(第一四三図)は左記のように読める。

此石 御杭入間郡大久保村武蔵野
開境所有之折仍此度建替被



第141図 尾張家御鷹場境杭